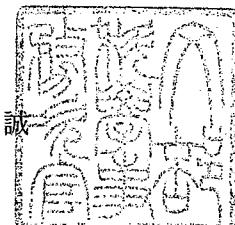


元文庁第231号
令和元年6月6日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各國公私立大學長
各国公私立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
国立教育政策研究所長
文化庁関係各独立行政法人の長

文部科学事務次官
藤原



(印影印刷)

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律の施行について（通知）

この度、第198回国会において成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「法」という。）が、令和元年5月24日から施行されました。

本法の概要は下記のとおりですので、法の趣旨に沿って、アイヌ文化を継承する者の育成やアイヌに関する国民の理解の促進、アイヌ文化振興等に資する調査研究の推進等を図るようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校や関係機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校や関係機関に対して、各都道府県知事におかれましては、所轄の学校法人及び学校等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、国公立大学長におかれましては、その管下の学校等に対して、各法人にあっては、管下の研究機関や博物館等に対して本件の周知をお願いします。

なお、本法の施行に伴い、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）は廃止となります。

法の条文及び関係する政令、省令は、文化庁のホームページ（www.bunka.go.jp）に掲載していますので、ご参照ください。

記

第1 法律の概要

1 総 則

(1) 目 的 (第1条)

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、本法に定める規定により、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もってすべての国民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものであること。

(2) 基本理念 (第3条、第4条)

- ア アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等、多様な民族の共生、多様な文化の発展について国民の理解を深めることを旨として行われなければならないこと。
- イ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならないこと。
- ウ アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならないこと。
- エ 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。

(3) 国及び地方公共団体の責務 (第5条)

- ア 基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- イ アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- ウ 教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこと。
- エ 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(4) 国民の努力 (第6条)

国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとすること。

2 基本方針等

(1) 基本方針 (第7条)

政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るために基本的な方針を定めなければならないこと。

(2) 都道府県方針 (第8条)

都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとすること。

3 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(1) アイヌ施策推進地域計画の認定（第10条）

- ア 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づくとともに、都道府県方針を勘案し、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- イ 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする事業（法第10条第2項第2号に規定する事業）を実施する者の意見を聽かなければならない。
- ウ 法第10条第2項第2号イからホまでのいずれかの事業（アイヌ文化の保存継承に資する事業、アイヌの伝統等に関する理解に資する事業等）を実施しようとする者は、市町村に対してアイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができること。

4 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(1) 交付金の交付等（第15条）

国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（法第10条第2項第2号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができること。

(2) 地方債についての配慮（第19条）

認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとすること。

5 指定法人（第20条、第21条）

国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理やアイヌ文化振興等の業務を行う法人を全国を通じて一に限り、指定することができます。

6 アイヌ政策推進本部（第32～37条）

内閣に、内閣官房長官を本部長とし、関係閣僚を本部員とするアイヌ政策推進本部を設置し、基本方針案の作成や実施の推進、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案に関するなどをつかさどること。

第2 留意事項

法第5条第3項において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」と規定されているほか、衆議院及び参議院の国土交通委員会において、法の運用に関して、次の点に留意するよう決議されています。

各地方公共団体及び各教育・文化関係機関等にあっては、これらの趣旨について十分に留意の上、アイヌに関する教育、アイヌ語・アイヌ文化の振興、施策の展開等に取り組んでいただこうよお願いします。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議（抜粋）」

（衆議院）

「三 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。」

「四 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

(参議院)

「四 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実に向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。」

「五 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るために、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

第3 法律全文等

【法律全文】

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/index.html>

【附帯決議全文】

(衆議院)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kokudo245982A15732D564492583D900032AC6.htm

(参議院)

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f072_041801.pdf

【本件連絡先】

文化庁企画調整課アイヌ文化振興係
電話 03-5253-4111 (内線 4785)